

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、これまでの数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「廃棄物処理法」という。）」の改正や各種リサイクル法の制定等の対策が行われ、リサイクル率の向上や最終処分量の減少などにおいて、一定の効果がみられたものの、近年、世界的に資源制約が顕在化する中であって、消費者、事業者、行政等の協働のもとで、廃棄物を資源としてこれまで以上に活用しながら、持続可能な循環型社会への転換を一層進めることが求められています。また、気候変動による豪雨災害が多発しており、岡山県でも平成30(2018)年の西日本豪雨で大きな被害を受け、大量の災害廃棄物が発生したこともあり、災害廃棄物処理体制の整備による災害廃棄物の迅速な処理に対する県民の要望が高くなっています。

全国的な話としては、1年間に約570万トン（令和元(2019)年度）もの食料が食品ロスとして捨てられており、その処分のための運搬及び焼却の際に排出される二酸化炭素や焼却後の灰の埋め立てが環境負荷にも繋がることから、食品ロスの削減は、喫緊の課題になっています。また、グローバルな課題としては、脱炭素社会の実現や海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた機運の高まり、新型コロナウイルス等による感染症の影響などの新たな課題に対応していく必要があります。

こうした中、これまで本県では、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念におき、廃棄物処理法及び国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月環境省告示第7号。以下「国の基本方針」という。）」に基づいて、平成29(2017)年3月に第4次岡山県廃棄物処理計画（平成28(2016)～令和2(2020)年度）（以下「第4次計画」という。）を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

このたび策定する「第5次岡山県廃棄物処理計画」では、第4次計画の目標や各施策等の進捗状況を可能な限り最新の情報・データ等を活用して点検を行った上で、国際社会全体の目標であるSDGsの視点を踏まえながら、さらに持続可能で循環型の社会への形成を加速化していくことを目指し、計画の副題を「スイッチ！さらに持続可能な循環型社会に向かって」として、新たな計画期間（令和3(2021)～7(2025)年度）における本県の廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、処理業者など関係者すべての指針とするものです。また、令和元(2019)年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）」が制定（同年10月施行）、令和2(2020)年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「食品ロス削減推進法基本方針」という。）」が策定されたことを受け、本計画における食品ロス削減の取組を「岡山県食品ロス削減推進計画」として位置付け、岡山県の特性に沿った食品ロス削減対策を推進するための方向性を示すものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針に即して定めるもので、「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」、「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」等を上位計画として策定することとします。本計画の位置づけと循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりです。

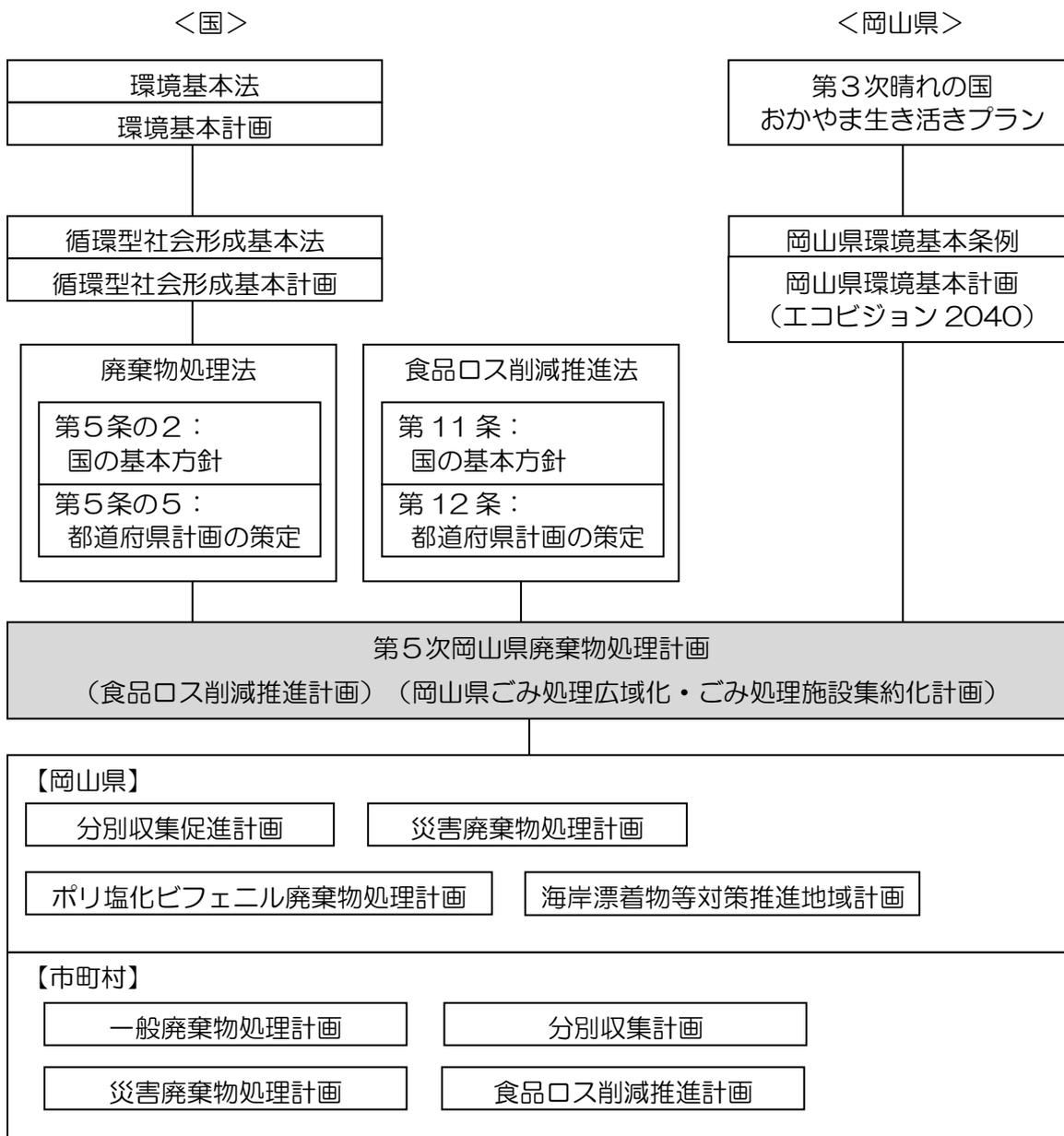


図 1-2-1 廃棄物処理計画の位置付け

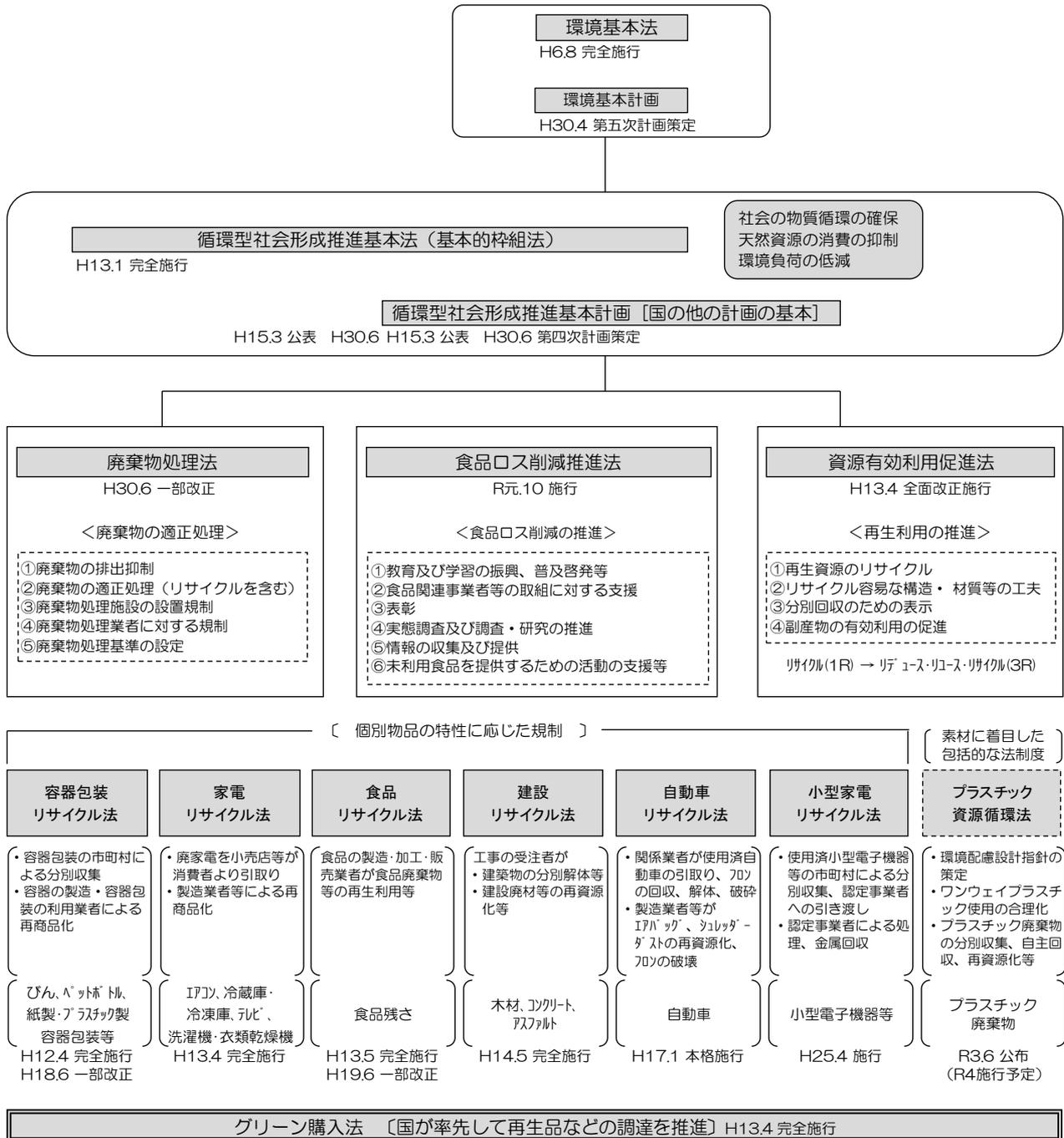


図 1-2-2 循環型社会形成推進のための法体系

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和7(2025)年度を目標年度とする5年間とします。

なお、廃棄物を取り巻く社会情勢、法改正など本計画策定の前提となっている条件に大きな変化が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。